

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（概要）

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

令和元年9月30日
統計委員会

1. 統計作成プロセスの適正化

① PDCAサイクルによるガバナンスの確立

- ・各省は、調査実施後に統計幹事の下で調査計画の履行状況、利活用状況等を点検・評価
⇒ 結果を踏まえ、マニュアルや調査計画の改善、利活用が低調な調査の廃止等の措置
- ※総務省（統計委員会）は、点検・評価結果を確認して改善を要求。計画承認審査は重点化

② 統計作成プロセスの適正化

- ・ICTの活用により誤りが発生しにくい業務プロセスへの見直し（オンラインによる調査、業務処理、エラーチェック等）
- ・調査担当から独立した分析的審査担当官を配置（調査結果の分析的審査、調査設計変更時の影響分析、誤りの原因分析・再発防止の検討状況の管理）。統計委員会と協力連携して活動
- ・調査現場の業務履行状況を国が直接確認する取組（コンプライアンスチェック等）の推進

③ 情報開示による外部検証可能性の確保

- ・調査計画をインターネットに掲載。標本抽出、復元推計の方法等を参考情報として記載
- ・統計の利活用拡大（調査票情報の2次利用促進、利用しやすいデータ形式による提供等）

2. 誤り発生への対応

① 結果数値に関する外部からの疑義照会や、誤り発見時の対応ルールの策定（報告様式、原因分析、再発防止策の検討、速やかな訂正）

② 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

- ・EBPM委員会を通じ各統計の利活用状況を把握。誤り発見や調査変更時の連絡ルール策定

③ 数値誤り発見時に再集計できるよう、データ保存ルールを整備し適正な運用を担保

3. 調査実施基盤の整備

① 各省の体制の確保

- ・PDCA、分析的審査体制の速やかな整備。社会経済情勢の反映、ICTや行政記録情報の活用等を担う企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局の相談・支援窓口を整備。統計業務経験者の配置、研修等による人材の計画的育成。都道府県の統計専任職員の確保

② 情報システムの適正化

- ・毎月勤労統計等のシステムは、改修が容易なシステムへの計画的な移行を早急に検討

③ 統計の専門機関（統計局、統計研究研修所、統計センター）による各省支援（相談・支援窓口の設置、各省への人材派遣、研修生の受入れ、共同調査、受託調査等）

※第一部は、6月の建議に、状況変化に応じた加筆訂正を行ったもの

（裏面へ続く）

第二部 重点審議結果（改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等について）

重点審議について

- ・本年6月の再発防止策の内容を踏まえ、課題の重要性や発生頻度等を勘案して選定した個別テーマについて、再発防止や品質改善に向けた留意点等を得るとの観点から、掘り下げた審議を実施

重点審議結果

① 毎月勤労統計調査

- ・厚生労働省における事案の重大性再認識、再発防止徹底
- ・利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保
- ・業務の可視化と実効あるガバナンスの確立
- ・「ブラックボックス化」した業務システムからの脱却
- ・結果の推計・復元に必要な各種データ等の永年保存化
- ・業務高度化に対応できる統計人材の計画的な確保・育成

② 最低賃金に関する実態調査

- ・省内の政策部局と統計部局との緊密な連携・相談の実施
- ・長らく変更されていなかった調査設計等について、統計技術的観点からの検証、見直し
- ・これまで開示されていなかった基本情報について、ホームページなどでの公開

③ 労務費率調査

- ・復元推計をしていなかった集計表を利活用実態に基づき廃止、調査事項削減

④ 学校基本調査（システム変更の柔軟性）

- ・軽微な調査事項変更であっても変更が容易ではない現行システムを改め、民間事業者の作業を理解・管理し得る職員の継続配置を含め、柔軟な調査項目の変更が可能な体制を実現

⑤ プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止

- ・民間事業者によるプログラムミス防止のため、仕様書や指示書等による作業内容の明確化・具体化、プログラムテスト等による業務履行状況の確実なチェック等を推進